

働いている妊娠婦さんへ

妊娠したら退職するよう 言われていませんか？

妊娠・出産等を理由とした解雇は禁止されています
(男女雇用機会均等法第8条)

厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室 では

男女雇用機会均等法についてご相談に応じ

あなたの問題の解決をお手伝いします！

こんな場合もご相談ください

妊娠を上司に報告したら…

- 子育ては大変だろうからと退職を勧められたり、強要された。

妊娠したら役職を…

- 係長やリーダーといった役職をはずすと言われた。

契約期間途中で妊娠したら…

- 今まで何回も更新しているのに次の更新はしないと言われた。
- 期間契約社員で出産した人がいないと聞いており、契約を更新してもらえないかもしれないと不安。
- 派遣期間途中で派遣先から引き上げられ派遣元との契約も打ち切られた。

妊娠後働き続けていたら…

- 退職する予定もないのに自分の後任が募集されている。
- 希望していない別の仕事や遠い勤務地に配置転換すると言われた。
- 残業や夜勤をしないなら辞めてもらうと言われた。
- 産休後はパートになってもらうと言われた。

体調を崩したら…

- つわりがひどく、お医者さんからの指導もあって休んだら、何かあっても責任がとれないから退職して欲しいと言われた。

どうやって解決するの？

このように解決します！（無料）

労働局長による援助

労働局長は、当事者（女性労働者、事業主）双方から事情を聴き、紛争解決に必要な助言、指導、勧告を行います。

機会均等調停会議による調停

機会均等調停会議において、調停委員は当事者双方から事情を聴き、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に受諾を勧告します。

機会均等調停会議とは … 労働問題の専門家により構成され、男女均等問題を取り扱っています。

※厚生労働省のホームページより、電子申請により申請することもできます。
(<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/servlet/CRNTetsuzukiServlet?eventCd=Shousai&tetsuzukiID=10672&id=C6&code=C>)

法律に基づく指導

労働局長は、事業主から事情を聴き、男女雇用機会均等法違反であることを把握した場合、事業主に対し助言・指導・勧告を行います。

**※相談したことを事業主に知られたくない場合も
事情を踏まえてご相談に応じます。**

ご相談・お問い合わせは

神奈川労働局雇用均等室

〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

TEL 045-211-7380

FAX 045-211-7381

ホームページアドレス <http://www.kana-rou.go.jp/>